

中国の経済と企業と法

池島宏幸

はじめに

一、中国訪問と学術交流—集中講義
二、法体系の整備と中国社会科学院での民法・経済法—経済法規論議

三、消費合作社の登場

四、自由市場と農業品

五、工業品と経済官厅、百貨公司（コンス）

六、経済法廷の傍聴

七、人民公社と自留地
八、経済契約、経済管理、企業管理制度

九、物価、賃金、北京と地方
まとめ—「遅れ」と「進み」

中国の経済と企業と法

はじめに

「中国の経済と企業と法」というテーマで、見たままの、なるべく客観的に見聞した事を述べる。

いくつかの柱として、まず中国を訪問し学術交流をどういう目的でしたか。それから訪問した先々での法体制の整備と、例えれば中国社会科学院での民法、経済法論争という問題点、消費合作社の例とか、自由市場の見学—これは相当さかんであるが—、経済官厅、百貨公司（コンス）という百貨店、公営のデパートがあり、また、たまたま経済法廷を開廷から判決まで長時間にわたって傍聴する機会があつたこと、人民公社の訪問、経済契約と経済管理、市の行政管理と関連して国家による経済

契約の指導、推進の問題、企業の管理制度、物価と賃金、北京と地方の違いについての印象、いわゆる「遅れ」と「進み」の問題、社会主義としての進みと資本主義を経ていないでの遅れの問題ということ等々について、このような順序で論点を進めること。

私は商法・経済法を専攻している関係で、現代商法Ⅱ企業法の形で研究対象をとらえると当然資本主義企業法のみならず社会主義企業法にも関心が及ぶわけで、ソビエト、中国にもそういう側面から、従来関心をもちつづけていた。また六、七年前の早大在外研究員として、イギリス・ケンブリッジ大学に客員学者として研究の機会を与えられた折に（一九七三年三月～一九七四年四月）ヨーロッパの大学やその他の人達と話しているうちに、近いのに訪問したことのない隣国中国の話を聞かれたことががあり、その頃からの懸案でもあったが、たまたま今回、八〇年八月の終りから九月終りにかけて訪中が果された。

訪中前に、学術交流の目的と内容について、「社会主義企業法の現状と展望」というテーマで、事前に中国に連絡したが、内容的には、次のような項目である。

(一)その立法過程、法制化措置などとともに、(二)社会主義生産機構と流通機構と法の関連、(三)経済立法と経済司法、特に中国ではその両者の関連を強調しているが、社会主義企業体ないし単位間の仲裁の実態を見聞したい旨等である。

それとの関連で訪問を希望する組織とか機関について、(1)経済官庁、中央、地方を問わず、そういう機関、また商工行政管理局とか経済委員会、各級の経済委員会があるので、それの訪問を希望し、(2)国家計画委員会と对外貿易省の動き、(3)社会主義企業体にどういうものがあつて、どのように運営され動いているか、運輸関係の企業体とかコンビナートとか、なお人民公社もあげておいた。(4)物資の生産工場と流通の機構である市場も訪問参観の希望を出しておいた。

一 中國訪問と学術交流—集中講義

一九八〇年八月二七日～九月二五日まで一カ月間、中国に滞在して、いろいろな見聞による経験をしてきた。

まず、成田からジエット機で四時間の首都北京では、中国社会科学院法学研究所での「経済法・企業法」の講義・座談会を皮切りに、それから数日で東北地方へ移動し、沈阳市と长春市、吉林市を訪問し、特に长春市では東北一の吉林大学法学部（法学系）の受入れによって同地では三週間程の長期間滞在が実現した。

沈阳市では、辽宁省の社会科学院、同省の法学会、辽宁大学を中心とする同様の講義等をした。当地では私共（針生都立大教授、石川日大教授と私）が講演した事が新聞に出ていたことを知らせてくれたが、いろいろな事情で地方新聞は国外持出し

がしにくいという事を間接的に聞いた。

長春市では、吉林省の社会科学院、同省法学会、吉林大学法学院を中心にして東北師範大学等での同様の集中講義・講演等を行ない、たまたま経済法廷を参観・傍聴する機会に恵まれて人民法院とも交流できた。

吉林省には吉林市という日本の仙台・京都にたとえられるような古都があり、吉林省の人民政府の案内で、いろいろな果樹園、鹿の放牧場、毛皮をとるテンの飼育場他を参観した。ところが他方、吉林市の郊外では巨大なコンビナートが建設されており、古都の公園展望台から眺めるとはるか遠方には、ものすごい煤煙や噴煙をはきだすフレア・スタックの焰等が眺望されたが、古いものと新しいものが入りまじっていて、しかもそこでは公害問題が起きていると聞いた。

お土産に、中国製のフリー・アルバムを、吉林大学滞在中の最後の日、空港へ向うマイクロバスの中で渡された。これには、白黒写真ではあるが滞在中の私の行動（講義中を含めて）の大半専属のカメラマンによるスナップが、順序よく編集してはりつけてあるもので、手ぎわよくしかも帰る日までに作ったこと等とともに、大変心暖たまる、うれしい記念品となっている。大学の教室には、電灯はハダカで、螢光灯は管だけを電線に下りて使っていた。吉林大学に滞在した九月二日～二三日までの日程表のスケジュール（次頁）は、吉林大学でタイプして

くれたもので、多少日程変更があつたが、大体この線にそつて、講義、座談会、参観、調査をした。

吉林大学の法学部での集中講義の対象は、同法学部の学生を中心的に、人民服を着てゐるし、おさげ髪なので、学生にみえるが、他に法学の専門家、教授、裁判官、近隣の省の裁判官、弁護士、実務家、各省等の幹部等であり、遠方から出席された人もいた。

座談会は、学術交流としての場となつた場合も含めて、朝九時～十一時半までが通例で、その他一日中連日の場合とかなりの回数で、過渡期問題、大学における法学教育、特に日本のそれ等。

さらに中国新法制、丁度、「全人代」（八月末から九月にかけて第五期全国人民代表大会～中国の国会）が開かれており新しい法律が通過成立したので、婚姻法、国籍法、中外合資經營（合弁）企業所得税法等について話を聞いたり、討論したりした。また経済法・企業法関係では、企業管理と経済法、経済管理と経済司法等のテーマで当地の専門家の話をまじえて行なわれた。

その間、吉林省社会科学院の院長はじめ、その他のスタッフと会見したり、東北師範大学を訪問したり、また国営市場と対照的に自由市場、人民公社、人民法院の経済法廷（一九七九年設置され、傍聴したのは日本人では始めてであるといわれた）、

五次（法学）访华团在长春活动日程表

九十一 月日	9~11·30	座谈中国婚姻法问题	
	14~17	石川教授讲日本民法	白楼 415
九十二 月日	9~11·30	座谈美、英婚姻法问题	
	14~17	池島教授讲日本经济法（一）	白楼 415
九十三 月日	9~11·30	座谈日本大学法学教育问题	
	14~17	池島教授讲日本经济法（二）	白楼 415
九十四 月日	9~11·30	参观人民公社	
	14~17		
九十五 月日	9~11·30	座谈中国法制建设问题	
	14~17	池島教授讲日本经济法（三）	白楼 415
九十六 月日	9~11·30	座谈我国企业和经济法问题	
	14~17		
九十七 月日	9~11·30	参观公开审判	
	14~17	針生教授讲宪法学（一）	白楼 415
九十八 月日	9~11·30	与经济管理、仲裁机关经济司法人员座谈	
	14~17	針生教授讲宪法学（二）	白楼 415
九十九 月日	9~11·30	参观汽车厂	
	14~17	針生教授讲宪法学（三）	白楼 415
九三 月日		全 体 离 长 去 京	

日本学术恳请会派遣社会科学工作者第

日期	活动时间	内 容 安 排	地 点
九二 月日		全 团 到 达	
九三 月日	9~11·30	吉林大学领导会见全体团员	外 事 办
	14~17·00	会商活动原则	吉大外事办
九四 月日	上 午		
	14~17	吉林省社会科学院院长会见全体成员	
九五 月日	上 午		
	14~17	东北师范大学领导会见全体成员	
九六 月日	上 午		
	14~17	石川教授讲授日本婚姻法（一）	
九七 月日	上 午		
	14~17	参观南关市场	
九八 月日	9~11·30	确定全部活动和日程安排	校部 205 室
	14~17	针生教授在师大讲授比较宪法	师 大
九九 月日	9~11·30		
	14~17	石川教授讲授日本婚姻法（二）	八楼讲演厅
九十 月日	9~11·30	座谈有关过渡时期问题	吉大外事办
	14~17	石川教授讲授日本婚姻法（三）	白 楼 415

备注：去吉林日程另订。

自動車工場を見学する予定であったが、休日のため鉄道の客車製造大工場を見学したり、中国演劇の「吉劇」、ヨーロッパのバレー・チャイコフスキイ「白鳥の湖」の公演に招待され、中国女性の本格的なプリマドンナ演ずるバレーを見て感心したり、バレーの背後の音樂は、大きな再生装置によるスピーカーからのものであったが、満員の盛況であった。

社会主义人民中国の経済的実態に直接ふれて、社会主义法制の中でも、経済法制・企業法制等を直接見聞し、特に大学生および各専門家等（約三〇〇人～五〇〇人）に一日三時間、数回にわたりレクチャーする機会をえたことは、きわめて有意義であつたと思う。

二 法体系の整備と中国社会科学院での

民法・経済法論議

中国の法体系の整備と関連して、中国社会科学院で、特に民法の整備、中国民法典の草案も未だ準備中ということであったが、「民法と経済法」との関係を聞いてきたので、それを紹介したい。

いわゆる四つの近代化、これは産業の近代化であり、工業、

農業、国防、科学技術を近代化するということであった。ために民法とは分離した経済法の整備が急務であるということから、それにかなりの馬力をかけている。いわゆる経済法といわ

れるような法規が、七〇ぐらい、各省から提案され、これが議論の対象となっている最中であるため、結局は今回（一九八〇年九月）の全人代には、登場していないが、論争中という背景がある。

まず、中国社会科学院では、いわゆる小さい民法と大きな民法、すなわち小民法と大民法との問題、それと経済法の話を聞いている。

特に孫亞明氏に建国以来の民法制定の問題、民法の基礎の問題を含めての話を伺つたり質問したりしたが、

その第一は、小民法であり、公民と組織、それと物産（財産）との関係は、これで規定する。

第二は、大民法である。組織と組織、公民と組織の問題について、財産の関係を、これで規定する。

小民法には、公民の問題、財産、所有権の問題を規定し、組織と組織、公民と組織の問題は、大民法により、相続の問題は両方つまり小民法と大民法ともに関係することであるとのこと。そのような形で議論が進められ、大民法の内容としては、公民、法人、財産、所有権、相続で、小民法とは公民の問題を中心とする。

いわゆる契約、債権の問題が、社会主义社会における経済の展開と関連して、経済法の問題としては、新しい展開の問題となつていて、法の全体としては、法律、条例、法規の順による

が、そういう問題に「関係の法規」は、個々バラバラに出ていて、かなり数が多いようで「一〇〇」を超すといわれている。

さらに、四つの現代化にはまだ遠いため、立法の強化とともに経済関係の司法を強化する一環として、昨七九年から「経済法廷」が出現していた。従来とは別の裁判所ではないが、普通の裁判所で経済関係の事件を取扱うという。我々資本主義国からすれば、民法の事件かもしれないが、それを経済法廷でとりあげていた。

病気のかかった馬を、市が公社（組織対組織）に安く売りつけた被害が起きた事件であり、いわゆる瑕疵担保の事件で、刑事案件も若干からんでいた（後述）。そういう経済法廷の強化とともに、民法の草案ができていない段階でも、経済法との関連が議論の対象となっている。いわゆる経済法は、組織と組織の関係を規律するものとするが、大民法（組織と組織、公民と組織との財産の関係を規律する）とは違い、経済法典と民法典との二本建ないし併立の関係で見る西独やチエコ（一九六四年経済法典）の場合とよく似ているし、一つの見方であるとのことである。

両者は対立したものとしてではなくて、両方が関連をもちあう。大民法は、その基本的なものに對して、経済法は経済での契約関係における基本的経済関係というものを、これによって規律する。具体的には、例えば物産の売買を規律する。商品的な経済関係を、大民法の契約制度で規律しながらも、それで充分な場合には、経済法で規律するということを話していた。

①農産物の買上げの問題を大民法とともに、経済法で規律する。②売買、貸借、請負、サービス業、交通輸送、空中輸送までふれていたが、大民法と経済法は、密接な関係をもつて別に矛盾しないような形で、それぞれ単独の法典を作ればよいのではないかと話されていた。

大民法は、いとなれば「横の経済の関係」を規律する。経済法は「縦の関係」を規律するというようなことをコメントされていた。両者お互に補完し合う関係にあるといわれ、そのような両者の観点から、いわゆる中国の計画経済・国民経済法規とか、社会主義の基本建設法も含めて制定し、中でも、銀行法の制定、農業銀行とか、中国人民銀行とか、銀行対銀行の関係を経済法で規律し、法的にそれをきめて行きたい。さらに対外貿易法も経済法の射程内に入るし、その他、商業法、国際貿易法、工業企業法、工場法も含めて、そういうものをねらいたい。言葉はまだ決まっていないが、エネルギー法というようなものも考えている。

体化して準備中である。経済契約法、対外的契約法というものも考慮中、作成中、計画中であり、二、三年來の課題であると聞いた。

経済法の範囲が、日本資本主義下の経済法とはちがい、かなり広範囲にわたり、森林法、環境保護法、中外合弁企業法等を含め、中外合弁企業所得税法までもホローするというような形で、商品の生産、交換について、国営経済の問題、集団的経済の問題、個人的経済の問題、あるいは個体的経済の問題にも適当に対応させて発展させたい。建国三一年の時期でもあり、憲法も翌八一年の全面改正をもめざしての作業が進展しており、社会主義経済に対応して経済法の範囲はかなり広くなり、民法も大小に分けて、これをまき込んで制定していくと聞いた。

またついでに、経済法も大きな経済法と小さな経済法ということになるのではないかと質問すると、それについては、今のこところ必要はないということであった。

いずれにしても、そのような議論をふまえて、経済法廷が発に開廷されていて、最終的には、最高人民法院まで経済法廷からまわるしくみになつていて。実際、民法典と経済法典とがどんな形で制定されるかわからないが、あといろいろな議論や、他に吉林大学等で聞いた議論でも、企業の自主権の拡大、社会主義経済の下での競争、あるいは利潤概念の導入とともに、そういう事態をふまえて、企業対企業の紛争、経済犯

罪、経済・企業に対する国家の管理、仲裁の問題も含めて、経済法の範囲は、かなり広汎にわたると思われる。

また昨七九年九月現在で、中国社会科学院法学研究所がまとめた資料（中華人民共和国経済法規選編上一九八〇年四月第一版中国財政経済出版社、同下一九八〇年八月第一版同社）なお日本文献として、日本国際貿易促進協会・中国経済関係法令集特別資料二〇九号一九八〇年三月、日中経済協会・中国商工業関係法規集一九八〇年三月、中華人民共和国第五期全国人民代表大会第三回会議文献集一日刊「中国通信」四〇〇〇号記念特集一九八〇年一〇月中国通信社、日本国際貿易促進協会・日本貿易必携一九八〇一九七九年九月発行等があれば、中華人民共和国の経済法規の項目として、次の二四の分類による多くの法規があげられている。

一 全体的に社会主義経済をどのように規律するかという一般法規の分野。

二 国民経済計画関連の法規（以下、各項目について関連の法規の記述を省略する）。

- 三 土地改革、土地使用
- 四 農業
- 五 林業
- 六 水利
- 七 工業、資源

八 基本建設
九 交通運輸
十 船舶
十一 貿易
十二 工商管理

十三 物資管理
十四 労働
十五 財政
十六 税收
十七 稅關（沿海の）
十八 金融
十九 保險
二十 科學技術
二十一 環境保護
二十二 海外在留中國人資產
二十三 外資
二十四 其の他

以上 (II)卷

(一)中央國家機關レベルのものとして、國家經濟委員會、科學委員會、建設委員會、財政部、外國貿易部、商業部、中國人民銀行、交通部、鐵道部、農業部、林業部、農業開墾部、水利部、物資總局、工業商業行政管理總局、勞働總局等、各種の單位が經濟法規を担当する國家機關である。

(二)各省の市革命委員會

各省に市の革命委員會があり、それが經濟法規としての「試行」＝暫定措置法規を作つていて、もちろん全人代という国会は通つてないが、委員會から公布された規則であり、例えば「办法」（取扱方法）として、自由市場は市の革命委員會がその規制を担当している（長春市革命委による「農村全市商取引和城市農副產品市場管理処理法」一条～五条、一九七九年八月二三日施行）。

(三)中國人民大學の法律系（＝學部）民法教研室

中國の大學には、經濟法という独立の課目は未だ設置されていないが、中國の大學では法学部のことを「法律系」といい、民法教研室が經濟法をも担当して、ゆくゆくは民法教研室から經濟法教研室が分かれると聞いた。

また、經濟法規の担当の國家機關その他については、左記のものがあるが、特にこれらの法規は、社會主義の現代化の建設中に經濟立法と經濟司法の強化をめざすためにこれを制定するとしている。

〇年九月一〇日、同中外合資經營企業所得税法が制定された。その他、七八年六月三〇日公布の優良製品奨励条例、七八年一月二八日公布の発明奨励条例により、外国輸出商品の品質向上その他生産に拍車をかけている（日本国際貿易促進協会・日本貿易必携一九八〇年等、なお何天貴・中華人民共和国の経済関係法、アジア経済研究所一九八二年は、私の訪中後、八一年経済契約法、外国企業所得税法の新制定等が詳しい）。

三 消費合作社の登場

丁度、一九八〇年六月三〇日の朝日新聞夕刊に、「中国に“人民株式会社”株主総会で配当金、人事も」という記事が出ており、たまたま、この切抜を持って行って聞いた。

同記事には例え、「中国では最近、遼寧省瀋陽市に株式会社に近い形式の集団所有制の消費合作社が設立された……山東省内のようないくつか純然たる株式会社で……」とあり、丁度、辽宁省の社会科学院及び辽宁大学のスタッフも講演会、座談会に出席されていて、同記事を見せて質問した。

それによると、そのような消費合作社ができるようになった事実は認められたが、今後の課題のようであった。
まず、消費合作社の設立には、省の商業局の許可により、同契約書を作成するという。実際に、株式のような出資口の形式がとられて運営されているのであるが、株式所有者本人が合作

社（例えば売店）で働くのであり、決して他の人を雇傭しないことになっている。従業員を雇うことを禁止しており、株主が労働者という形がとられている（あるいはフランスの労働株に近い考え方？）。このような組織からは、税金をとりたてるというねらいもあるとのこと。しかしこれに対する税金は、まだ全国統一されておらず、かなりデコボコがあるとのことであった（個人の売店の税金は初めの一年は無税等）。

もっとも、株式の量は、いくら持つてもよく、足りない場合は、国家から投資していると聞いた。そういう意味では、同社が今後拡大する可能性があるが、国家経済を当面単に補充する地位にあるだけということである。

沈阳市では、いまだ一社しかないが、中国全土では三万？というかなりの数が設置されている。ただ組織としては、非常に小さい資本金によっているし、例え、「現在、国産の乗用自動車（红旗、上海等）、トラック等々ができる誰でも自由に買える建前になっているが、非常に高く中々買えない」という一般的な状況下であるので、車をもっている合作社は少なく、合作社の構成員も、二、三人から数人という規模の商店（おみせ）との事であった。したがって、当面は社会主義経済そのものに大きく影響を与えるというようなものではないようである。

いわゆる農業品を扱う自由市場の見学である。長春市の革命委員会の規律の下に自由市場が行なわれ、国営市場ないし公営市場とともに、最近個人経営の企業体もあるが、これとも別ものである自由市場が開設されており、盛況であった。ちよっと歩けない位の人出があり、我々日本人が歩いていると、パンダになったような感じでじろじろ見られ、子供がそばへ寄ってきて体にふれられたりして全然歩けない程であった。そのような自由市場は、露店、縁日の大規模化した形で、一ぱい飯屋のような食堂あり、見たままあれば、スイカ、古本を板かござにならべてあり、煙草の葉(たばこ)、キャベツ、ブドウ、街角にはギター教師のはり紙広告がはってあつたり、金魚鉢に入った金魚、ソーセージ、羊の毛皮、新鮮玉子も売っている。国営市場では、玉子一ヶ〇、一二元なのに、自由市場では〇、一五元と、〇、〇三元自由市場では高い。ガチャ〇、三〇元、豚肉一斤(約六〇〇グラム)一、三〇元、どじょう三斤一円、鯉等々、非常に商品が豊富で、値段が少し高いが品質、外見がきれいであると感じられる。交通の要所には、たいてい農産物の自由市場が、昨七年末から盛んになって、右の他、米一斤一八錢、こうりやん五八錢～五〇錢、木の実(小山楂など)、にわとり一円一〇錢、花、らん二一〇円、サボテン、菊〇、六〇元、豆のさや〇、二三元等いろいろなものを売っている。

自由市場は、一般の道路ないし露地の両側に露店が並んでい、

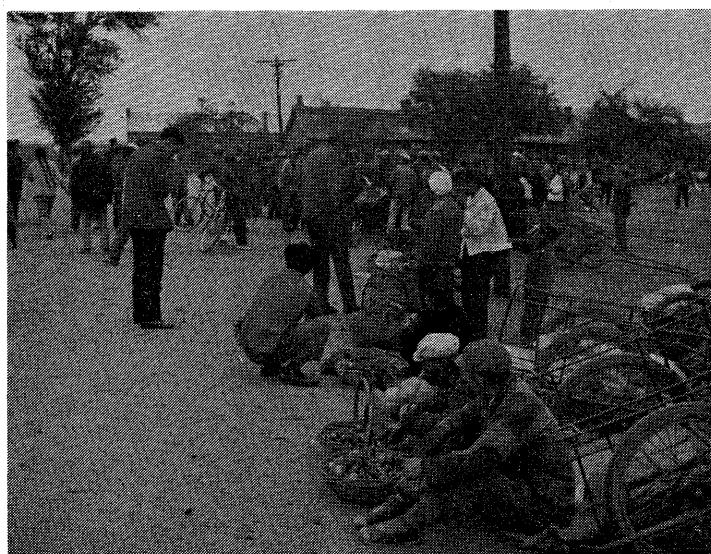
長春市には、この自由市場が数カ所あり、毎日三万人が通過するが、市場管理工作員がいて、胸に「市場管理何号」というバッジをつけた人が何人かいて、時々見廻っている。自由市場は前述のように市革命委員会が管理しており、事務所に案内された。駐在所の駐在さんのような部屋で、「黙々と人民に奉仕し、……空瓶に湯をそいでもなしてくれた老幹部などには心から感謝し、敬意を払うものである。そこには茶さえないものである。」(針生誠吉「中國新法律の土壤分析と実態」ジュリスト七三〇号五六頁)つまりこの老幹部は老令の白髮で革命の闘士?の感じの人であったが、何か入っていたあきびんに湯をそそぎ、出してくれたが、中に茶葉が入っていない白湯であり、丁度のどがかわいていたのでおいしく頂いた。このように實に質素な事務所である。

自由市場では、とくに一般大衆は、秤をもたず、金の勘定もできない、読み書きのできない人も多いようで、それらの人々を補助するために工作員がめんどうをみている。丁度、酔ばらいが争つて事務所へ入つて来たりして、人民公社の生産小隊所属のものとのこと、種々の印象をうけた。

自由市場に対しては、長春市革命委員会が制定した管理法があり、試行(暫定)条令で、一條から一五条まであり、管理運営されている。その事務所の壁に、通告として、それがはつてある。



市中の国営市場



地方の小規模な露店

し、売上げは昨年の二倍に。市が秤を提供し、勘定とか、商品の運搬を援助しており、貿易費として持込み量の1%を国家に納付することになっている(税金とはちがうのこと)。管理人一二名、主任二人、清潔員という衛生工作員四人、番人一人、その他の工作員等がいて、省の商工業行政管理局から俸給をもらっている。

自由市場は、朝五時から夜七時まで一四時間、日没で見えなくなるまで、電気等はつけないで開いている。将来は屋根付きの市場に改造予定とのことであった。とにかく、国営市場より、商品が多く、人出もあり、活気があり、盛り上っている感じである。

五 工業品と経済官庁と百貨公司(デパート)

大学での前もっての座談会や懇談会で、これらのしくみの話を聞いて、さらにその幹部が吉林大学にみえ、工業品の生産・流通とその担当機構、広く社会主義的商業等の話を伺いながら質問したりして進めた。

(一) 経済官庁と百貨公司

特にデパートの場合は、省の管理の下にあり、各計画をたてて、生産を依頼し、販売機構に乗せる。

中央に總公司があり、県の公司と市の公司がある。生産を委託して、来た商品を分配するのが總公司であり、全省から買入

れて、各市などの公司に分配するが、その商品の価格は、物価管理の下、中国全土統一制を採つていて、同じものは同じ価格で、卸価格から小売価格まで全国統一制を採る。

例えばゴム靴の場合では、本省の中央から分配され、数量や形まで決まつていて、本省、外省から一〇万足とか二〇万足とか、を仕入れて、各県市に、計画通り分配し、生産価格については、各省の物価委員会で審査(各地の経験の交流による)して決まるところの国家の統一価格(卸し価格から消費者価格まで国家の経済委員会が審査する)である。

体制の改革による変化について、社会主義体制になつて、商業では、流通は單一であるため、競争もなく、管理については、柔軟性もないが、厳密に管理されているとのこと。ソ連からの商業管理による単一調整を原則とし、「商業が生産を指導することを恐れる」ことから、消極的には昨七九年から、工作の範囲で訂正しているとのこと。

従来、商業管理のため、①中央に、第一級ステーションを北京、天津、上海に置く。②各省に第二級ステーション、③第三級卸ステーション、大きいものは従業員五〇〇人以上、小さいものは五〇人程度、④零細消費ステーションという機構となつていた。

まず第一にこのような縦の「かたまた」制度を突破して、横のレベルでの交流をとり入れはじめている。

長春市は、第二級ステーションだが、隣りの吉林省から商品を仕入れても良い。同一の吉林省内の調整を可能とし、とくに人民公社は直接、他の地域のデパート、他の省から入れても良い。昨一九七九年下半期から吉林省貿易会が盛んになり、これをささえる基礎の人民公社も参加し、その取引額は二、三倍に達した。また地方產品は、地方で消費する方式を採り、中間間接取引はやらない方式が採られている。長春市百貨コンスは直接買う。企業の經營自主権は或程度持つようになったとのこと。

第二の措置（工作）として、市場の競争を展開させる。「一家の經營」を破った。つまり国営商店の他に、農工商連合企業、人民公社經營の企業、生産工場も自分で商店をつくり、住宅コンス、貿易コンスも出現して、市場で競争する。先の自由市場は、あくまで農業品のみであるのに対し、工業品は原則として開放されていないが、集団的商業はかなり多くなっている。店も多く、商品の流れも單一から多様へと変化している。

第三の措置は、工業品の計画的調整とともに、市場メカニズムによる自由的調整が導入されている。従来は、生産工場は商業を担当する百貨公司に直結していたが、現在は生産工場がその工業品の一部（三〇%）を自由に売れるようにした。しかし、布とか綿等の人民の生活に一番重要な商品は、全部、百貨公司に売らなければならないが、その他は協議によって決

められるようになった。例えばテーブルのレースは自由に買えるが、魔法ビン（中国でお茶を飲むときの必需品でホテルでも列車の各コンパートメントでも置いてあり、ものすごい量で計画文生産である）、ゴム靴等は注文による計画生産をしている。計画生産による工業商品は八〇%に達している。他是生産工場が自由に売れるようである。

その他、社会主义企業のあり方自体、百貨公司等工作員の服務態度に対する人民消費者代表の評価等がとりあげられ、商業の改革中である現在、まさに新しいことの「學習中」とのことである。

（二）物価と經濟的紛争

なお商品の価格は、統制中であり、例えば茶わんは二円とすることは、國家が決める権限をもつ。その際、きずのある茶わんは、五〇銭とする権限は、やはり国家であるが、具体的には省の物価委員会が決めるという処理だけの権限をもつ。行政管理の問題として、物価に対する権限は、中央に集中していて、価格は固定的に決められるが、企業が変則的に段階的に上げるようなこともあり、「物価管理法」の規制の問題ともなる。ある商品の値上げについて、中央から省まで検査が行なわれることもある。「ヤミ」の問題とも関連する。

物価問題については、税金と利潤との矛盾の問題でもあること、税制改革によって、利潤に代って税を払う方式が指向

される。以前は企業の利潤は、一〇%～一五%を残して全部、國家へ出す方式（長春五〇万、吉林三〇万、他二〇万の固定的な利潤を提出する旧上納金制?）であったのを、企業自身の「もうけ」として、税金をおさめる方向をとろうとしている。従来は、支出は国からもう「大釜の中から誰でも食う」方式で、生産単位と商業単位、百貨公司との間にも、計画によつて順調に進めていたが等の矛盾は、大体は上級機関の指令によつて解決する行政管理の問題とされていた。それは「経済立法」が少ないためであるとの理由があげられた。これが「経済司法」への取組みとなつていて、いわゆる経済的紛争については、二つのルートによる。①上級機関での仲裁。これは商工業行政管理局によつて、商業部門と生産部門との紛争で契約違反等についてなされる。他に②経済委員会がある。商業を軸にして、工業と工業、工業と交通との紛争について二級つまり二段階的になつていて、まず県商工業行政管理局が話し合いである「調解」を行ない、さらに仲裁へとなる。行政機関によるものである。まだ同意しないときは、同レベルの人民法院の司法手続に移る。中級人民法院の経済法廷による「調解」から審判へ。當地の吉林中級人民法院（地区）では昨七九年一月から二〇件の経済司法事件があり、その中、経済契約紛争二件の合計一三件は解決したとのこと。七大都市へ出荷した水虫の薬品の変質をめ

ぐる紛争、アスファルト工場の黒煙による公害、環境問題、毒物輸送事故による流出事件の損失に対する賠償事件等々、広い範囲にわたつていて、いわゆる欠陥商品問題について、消費者運動をまき込んだ法廷闘争における欠陥商品というような観念は未だ存在せず、もし欠陥商品があった場合は、話し合いを前提として行政的な処理によつて、商品の交換・修理を保証する。

人民大衆は、デパートをいまだに「官商」と呼んでおり、商店も官僚的であるといわれる。商品を買って、商店の門から出たら、その商品に責任を負わないという旧前からの商慣行、從来の商業のやり方がそのまま社会主義的商業に引きつがれている側面もあるという。

計画経済で自転車を生産しているが、自転車を何台買うと契約していて、半年か一年したら全国統一価格なので同じ値段で最新型がでてきて、古い方は同じ値段では受取らないというケイスが、経済法廷に持込まれた。同じ値段で旧型は形も古く、品質も劣るので、それを組織同士で引き取れ、引き取れないという形で、最終的には話し合いにより行政的な措置によつて解決したという（別の時に「売りつくし価格」の話が出た）。

六 経済法廷の傍聴

長春市（地区）人民法院の経済法廷での公開裁判の長時間（土

説明図

証参考人（獣医）

原告代理人
原告人

陪審員（女性）

審判長

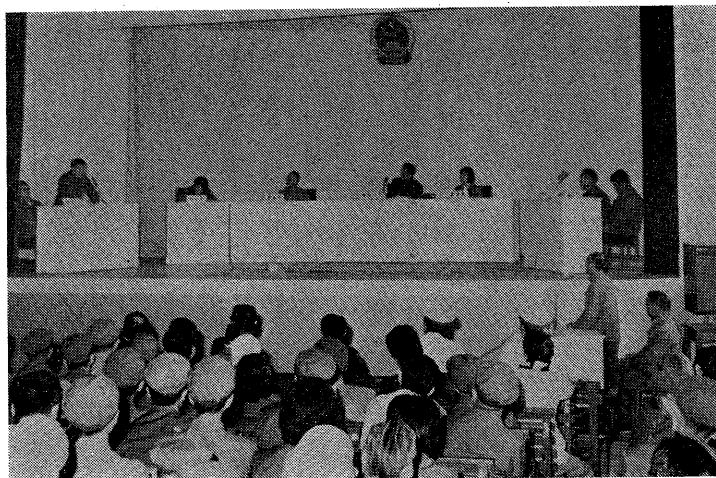
陪審員

書記員（女性）

被告代理人（吉林大助教授）
原告代理人（吉林大助教授）

関係人（獣医）
上の写真には入っていない

公開の傍聴者達



経済法廷（長春市地区人民法院）

曜日午後一時と六時すぎ、中間に小休止)の傍聴の機会は、いわゆる中国の経済司法、経済法をめぐる事件についての具体的適用の実態を目のあたりにして、有益であった。

写真のように、学校の講堂を代用して、中央壇上に裁判長(審判長)、両側に陪審員、その中の左陪審員は年輩の女性であった。書記員も若い女性が法廷でまず開廷宣言について二、三注意をして始まる。煙草をすっている者がいたので、警官が注意をする。壇に向って左側に被告(その代理人(弁護人、たまたま吉林大学の助教授であった))。右側に原告とその弁護人、壇よりおりてフロアの両サイドに關係人ないし参考人が、それぞれ出廷している。左側フロアの關係人が、ニセ診断書を乱発した獣医である。原告にも参考人と証人として獣医が二人ついている。

争点は、鼻汁の出ている年とった馬の売買で、その時に検疫すべき獣医がニセ診断書を発行し、これを信頼し、少し安いとは思った原告がその馬を買い、その病馬から次々に他の馬に感染し損害賠償請求をしたケースである。

原告は、吉林省の人民公社、被告は長春市の交通局の畜牧場(馬などを飼育し売る)で、企業対企業、組織対組織の訴訟であつたが、ニセ診断書を出したのは右交通局所属の獣医であつた。原告は安く買った馬を鼻汁だけで病馬とは思わないで、馬屋につないでおいたら他の馬七頭が感染し、五頭は死亡してしまつたが、あと二頭は隔離中で、恐らくだめであろうという。

中国の地方の人民公社では、馬はトラクターにも匹敵するものであり、馬がなければその生産が落ちるか、零になるという状態である訳である。損害賠償の請求が争点であり、馬という商品の瑕疵担保、過失相殺の問題も含めて、かなり議論しあつた。いわゆるクロスエグザミネーションという形でやり合いで、結局、その途中で交通局所属の獣医が検疫しないでニセ診断書を出したことが暴露され、この獣医は観念して休憩中非法廷から逃亡してしまい、欠席のまま判決が下つた。後に同人は刑事案件で訴追されたとのことだった。

本件で、裁判長は、とくに傍論で社会主義建設にとつても良くない事態であることを強調し、初めは、相当の金額を出し調停をもちかけたが、原告側が受け入れないので、後に判決とい形になつた訳であり、資本主義国であるなら、トラクターが全部故障したとか、こわれてしまつて生産不能という問題におきかえれば、単なる地方の病馬売買事件ではなく、人民公社の重要な財産としての生産手段の供給の問題(国と集団に対する損害)をも背後に秘めて、経済法廷が開かれているのではないかという印象をもつた。

その他、経済法廷では、類似した事件が係属しており、盛ん

七 人民公社と自留地

長春市郊外のマイクロバスでかなり行つたところで、七つの生産大隊と七四の生産隊、六工場をもつモデルの人民公社に案内された。主に野菜（三〇種類）を生産し、世帯数四、七〇七戸、農家四、一〇〇戸、人口二三、五五六人、農家人口二一、〇〇〇人、労働力六、五八六人、工場関係九〇〇名。食糧供給ステーションがあり、生産大隊ごとに分店もある。農業銀行、信用合作社、郵便局、中学校初級、高級、小学校、病院、医療ステーション、牧畜ステーション等々があり、村落集団を形成している。

ここでは特に、自由市場との関連で、いわゆる「自留地」について述べよう。

自由市場へ出す農産物は、人民公社の構成員が住んでいる個人住宅の隣接地に、個人農民は、いわゆる「自留地」をなにがしか持つており、そこでは何を作つてもよい。そこで作ったものは自由に処分できるので、自由市場に持つて行き、若干のお金にかえるというような事になつてゐる。自留地は五%～七%で面積としては拡大していないが、自留地を各人民公社で認めているので、そこからの農産品が自由市場にあふれ出てくるという事であつた。

が、吉林大の座談会で報告してくれた。工業とか商業が、経済管理とか経済契約管理、あるいは「市の行政管理」によってなされる体制にあると。その辺の地域は、四つの経済管理の区に分かれていて、まわりに五つの県があり、人口が大体百二〇万。市の分局が四つあり、各区にはそれぞれ経済契約課という担当機関があり、経済契約について指導し、契約により取引その他を規律してゆく。この経済契約は最近始まつたばかりだと説明された。

中央の国務院の下、経済委員会が、各県市という形で、経済契約を指導してゆく。工業、産業との間の契約を担当することになっている。昨七九年から本八〇年四月にかけて全面展開した。長春市の企業（工、商）数は、八、五〇〇あり、その内の八〇%～九〇%の企業が経済契約を使つていて、その内四〇%は契約課が指導し、正式に経済契約として登記しているという。その経済官庁を訪ねて聞いたわけではないが、また訪ねる事ができないのかもしれないが、吉林大学へ同官庁の幹部が来て説明してくれたということで、そういう登記された契約、書式等は、全く見る機会がなかつた。

もつとも経済契約の歴史は古く、一九五〇年に経済契約規定による具体的規定もあり、文革前の経済発展に役立ち、文革で中止、文革後、新しい経済の方針によって重要性をもたされ、ここ半年大いに進展した。工業企業、産業企業の重視による法

八 経済契約、経済管理、企業管理制度

経済計画の下での経済契約、企業管理制度について、専門家

律に基づく契約とか経済的責任の強化によるという。長春市には二七〇の契約があり、七〇%の企業がこれを行なっている。少数の企業に問題があり、例えば①国家計画の調整と市場による経済契約における調整との問題があり、②経済契約の中に商品の生産物と生産方法を明確にしえない場合もある、③原材料の供給が順調でない場合もあり、④指導者の法律的な契約の観念が薄く、契約の実行に問題がでる等ではあるが、工業、産業とも契約により生産、販売を規律してゆこうとしている。

企業と企業との関係、企業とその他の管理部門との関係について、いわゆる所有制との関連つまり共有とか、公有という問題が段々調整されてきている。企業での種々な矛盾やその利益の帰属等の問題は、国家の利益の立場から解決してゆくという形で了承してもらいう。

このような行政管理の一部門としての契約管理が行なわれているので、我々の観念とは違った側面もあり、しかも計画的な指導の下で、最近では、自主制にもとづく競争制が、契約によって行なわれるようになっている。生産・販売等の競争も、社会主義経済の下での競争である。企業間の競争による紛争は、あくまで調停という話し合いによることを主眼とし、何でも司法的にやつては解決しえないとする。

社会主義社会としての団結とその下における競争であると述べていたが、前述の市の自転車公司の古い自転車の売れ残り問

題でも、自転車の質の向上も競争の結果であるのかかもしれない。このような経済契約については、本八〇年に、国家経済契約管理暫行条例（国务院総局による）ができて、これによつている。

税金と利潤の問題について、国家と企業とでは、企業の権限は少なく、国に権限は集中しきつてある。そこで社会主義企業管理体制の集中化の修正として、企業の自由権は拡大しているわけであるが、従来は「共同食堂の食事」のよう、すべて国の立場でこれを規律していた「分配制度」を改革する必要からと、①七八年からの改革として「企業の基金」の設定（八つの生産計画）を認めるわけで、賃金総量を企業の基金としてプールしておいて企業がそれを使える。利潤との関係なしに、労働者の福祉と賞金に使えるものである。②七九年以降「利潤留保」という、企業に一定の割合で企業が使用し管理できるものが認められた。これは賃金総額の一〇%、その他に奨励金一二%を認めて、賃金一〇%、奨励金一二%を分子にして、利潤を分母にして三年間、固定する。このような形で、利潤を認め、生産を高めるというような競争政策を導入している。

問題点は、賃金総額であるが、労働者が多ければ多いほど賃金総額が多くなる。そうすると留保利潤が多くなるが、大企業ほど内部留保金が多くなる点である。ために③八〇年から、全く新しい制度が試験中との事であり、つまり利潤と損失は、企

業が責任を負うこととするというもので、あくまで試験中とのことで、独立經營・自己責任により、国は税金をとり、企業は利潤をあげるという試みがなされている。

企業税制については、計画経済における利潤にかかる税金はかなり高く、企業利潤税として30%をかける。アメリカは10%である。外国企業を対象とする中外合弁企業所得税法では、30%～33%で、これは国へ一率30%すいあげるが、あと3%は地方へ交付するので、合計33%の利潤税がかかること。

また実際に合弁企業の場合に、中国側が出す工場用土地、国有の土地をどう評価して、税法上どう反映させるかという、むずかしい問題もある。北京と辺境の地との違い、特に大きな合弁企業は辺境の地に招かれているため、そこでの土地の評価の問題は、複雑な背景とからむようである。

また、いわゆる企業法について、社会主義企業の管理制度の法的側面については、それぞれの条例にもとづき行なわれながら、「生産と經營の原則」は社会主義の立場から護られる。人と人、人と物資との規則、管理制度は、暫定条例等がでている。企業管理の問題は、社会主義国家をめざす当初一九二八年開放区からの伝統的経験をふまえて、順次展開してきた。現在は、①生産会議制度、②団体契約制度、③代表制としての職場責任制度ができるて、それにもとづき企業管理とか、あるいは経

済契約法というものが行なわれている。(その後八一年には、経済契約法および外国企業所得税法が登場して、中国の経済関係法は、より整備されている。この点については、何天貴・前掲書を参照されたい。)

九 物価、賃金、北京と地方

物価とか、賃金の問題については、参考までに、ホテルの女子従業員は、月三〇〇〇円(日本円で)、我々の泊ったホテルの部屋代は賓館(外人用の大きなホテル)で一泊三〇〇〇円(丁度以前よりも外人用の価格が大幅に上ったとのこと)と同額なのは驚いた。通常の労働者は月五〇〇〇円、吉林大学法医学系では、かなりの年輩者がいたが、学部長も教授ではなく、助教授で、月一万円程のこと、一万五千円クラスは殆どない。テレビは一万五千円(白黒)である。

北京では、労働者は月平均六五元(日本円九、七六五円)とさくが、地方の方はかなり低いようである。上海製の腕時計が一二〇元(一万八千円)であるため、労働者が腕時計を買ういうことは大変なことである。

なお、ローカル線の飛行機は、私達の乗ったのはソ連製のイリューシンであったがかなり古い。それにひきかえ国際線はジャンボを使っていて、中国の西側への接近は非常に急速である。

また本八〇年には、従来の人民紙幣に対して、外人用紙幣が発行されたが、それがすぐに二〇%～五〇%の高値を呼ぶという二重構造が現われていたりした。

中央の北京では、ホテルでダンス・パーティが夜に開かれていたが、入場料は一〇元（一五〇〇円）で、地方では青年も背広を着ていないのに、ここでは背広を着た男が出入りしていた。それは賓館内のホールで学芸会風の余興とコーラスをまじえてのダンス・パーティという実態であり、日本の民謡や流行歌（かあさんの歌等）が歌われたりして驚いた。

他方、地方の都市では、伝統的な「吉劇」等の演劇が上演されるかたわら、チャイコフスキイの白鳥の湖のバレーをやっている。入場料は日本円で九〇円であるが、労働者は月一、二回は当然の権利として、そういうところへ行ける。市の劇場へ夜行くと、人民服に人民帽をかぶって来ている。若い人や、年輩の労働者等で一ぱいで、中には小学生の女の子が、たった一人できていた。帰りに父親が迎えに来た。

まとめ——「遅れ」と「進み」

中国から帰ってきたら、人民中国は、遅れているでしょとうと言われるが、何が遅れて、何が進んでいるのかと逆に答えることにしている。私としては理想化して観察したり、また逆に過小評価することを避けて、私なりに、これからの中の社会を

みるという姿勢でみたつもりである。

いわゆるタイムマシンを先に回して、次の社会がどうなつているかという形でみたつもりである。

夫が死に妻が路頭に迷うのは資本主義であり、社会主義では、そういうことはありえないわけで、その点は資本主義の方が遅れているのではないかと反論するというようなものである。

中国の経済と法律をみてみると遅れの問題は、社会主義体制という進みの中での遅れであろうか。前掲の針生論文でも指摘されるが、古い過去の「封建残余」というか、社会規範の中に、また人民大衆の中に、古い封建制的意識が、種々な教育によつても、未だ一掃しきれていない。

読み書きができない人が非常に多いし、自由市場が折角開設されても、自分で値段をつけて売ったり、計算したり、計つたりすることができないという状態であり、そのところをどうみてゆくか、法制度をどうみたらよいか等々。それは日本の社会でも遅れと進みがあり、日本の社会の遅れが、むしろ高度成長をさえてきたりしている。

特に、日本経済法の集中講義の際に、学生が公正取引委員会の役割とか、独禁法のことを質問して、一般の市民が、大企業を訴えることができる点等を答えると、大変驚いている。また日本経済法が高度成長に果した役割を説明してくれという質問

がでてびっくりする。

日本の公害対策は、かなり成功して終息に向っていると聞いているといい、経済の二重構造の話は知っていたりして、公害問題の実態は、皆さん知っている事実とは大部ちがうのだと話し、丁度日本の高校での社会科「公民」のスライドを持っていったので、写してみてもらった。視覚的に日本の現実を知らせることができたと思うが、ちょっと一口では感想をどうまとめるかとか、あるいはどのような印象を持ったかとかは、即断して述べ切れない。

このようにかなりアトランダムになつたが、大体私が経験した事を順序を追つて、自分の専攻になるべく近づけて述べた次第である。

本稿は、一九八〇年一二月一六日（火）早稲田大学比較法研究所会議室での研究懇談会において、「中国の経済と企業と法—見たまま—」のテーマでなされた報告を中心に、その時点のままにまとめたものである。